

～エコファーマーのメリット～

・**農業改良資金(無利子)の特例が受けられ、償還期間の延長**ができます。

※通常:10年(据置期間3年) → エコファーマー:12年(据置期間3年)

・**全国エコファーマーネットワークへの加入が可能**となります。

・**環境保全型農業に取り組む営農姿勢を示す**ことができます。

エコファーマー

～環境にやさしい農業を目指して～

エコファーマーとは・・・

環境にやさしい農業に取り組む5年間の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称です。

エコファーマー認定に必要な3つの技術(省令技術)

1.土づくりの技術

①たい肥等有機質資材施用技術



炭素と窒素のバランスのよいたい肥等を散布して土と混ぜ込みます。

②緑肥作物利用



緑肥作物を栽培することで肥料が流れるのを防いだり、農地へすき込むことで土づくりをします。

2.化学肥料を減らす技術

①局所施肥

例:うね内部分施肥



肥料を根周辺にまくことで作物が利用しやすくなり、余分な肥料を減らすことができます。

②肥効調節型肥料施用

例:樹脂で被覆された肥料

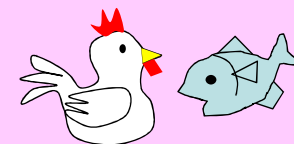
樹脂に穴が開いているため、肥料成分が徐々に溶け出します。



植物に無駄なく吸収されるように調節された肥料をまき、余分な肥料を減らすことができます。

③有機質肥料施用

例:発酵鶏ふん、発酵うずらふん、魚かす、なたねかす、骨粉など



有機質肥料を施用し、化学肥料の施用量を減らします。

3.化学合成農薬を減らす技術

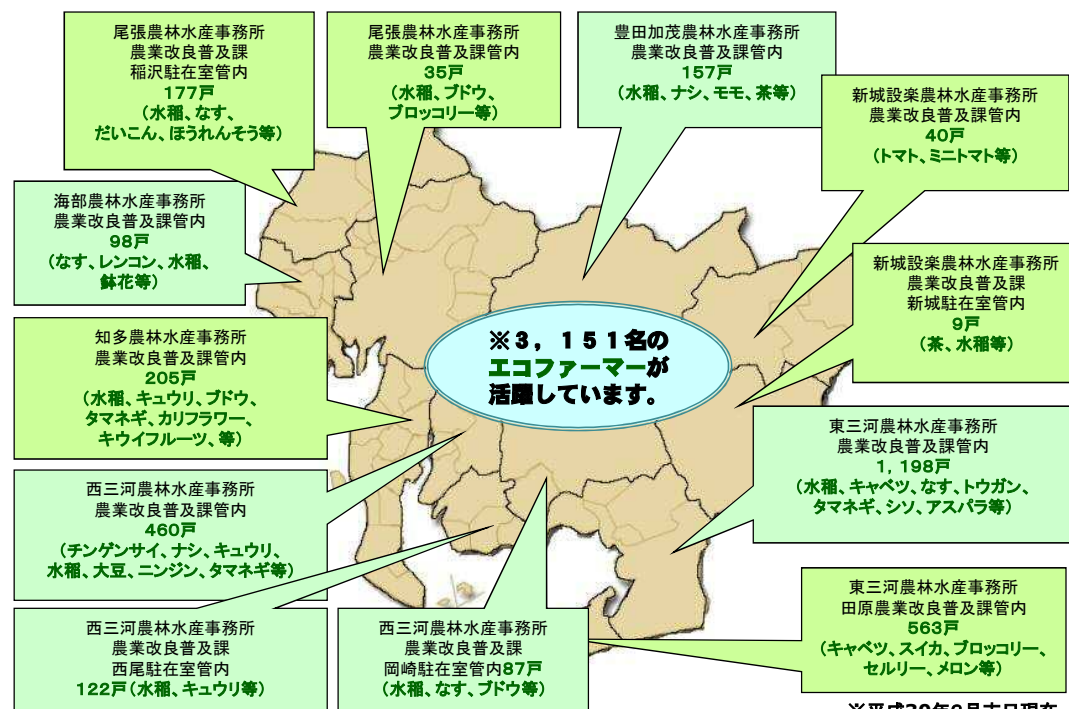
- ①温湯種子消毒
- ②機械除草
- ③除草用動物利用
- ④生物農薬利用
- ⑤対抗植物利用
- ⑥抵抗性品種・台木利用
- ⑦土壌還元消毒
- ⑧光利用
- ⑨熱利用土壌消毒
- ⑩被覆栽培
- ⑪フェロモン剤利用
- ⑫マルチ栽培
- ⑬天然物質由来農薬利用

例:生物農薬利用
農薬登録を受けた天敵生物を利用して害虫を駆除します。



例:光利用(カラートラップ)
害虫に誘引・忌避・生理的機能の抑制など効果のある光を利用して駆除・まん延防止します。

県内の各地域で活躍するエコファーマー



愛知県農林水産部農業経営課 環境・植防グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6411 FAX052-954-6931

<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/jizoku/index.html>



※省令技術とは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条(平成11年農林水産省令第69号)で定められた技術のこと。県知事の認定を受けるには、上記3技術のそれぞれにおいて、一つ以上の技術を導入計画に掲げる必要があります。



～申請の手続き～



導入計画の認定について

1. 申請書類を入手してください。

申請書類は、各農林水産事務所農業改良普及課(農業普及指導センター)又は県HPから入手することができます。

県HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/jizoku/index.html>



2. 申請書類を作成し、申請受付期間にお住まいの地域を管轄する農林水産事務所農業改良普及課(農業普及指導センター)に提出してください。

導入計画の申請受付期間(年4回)

第1回
4月1日～5月10日

第2回
5月11日～8月10日

第3回
11月1日～11月10日

第4回
2月1日～2月10日

※導入計画の変更、更新、実施状況報告を提出する場合も、同様に提出してください。



3. 認定会議において、提出された申請書類を審査し、認定基準を満たしており適正であると判断されれば、県知事が認定証書を交付します。

認定手続の流れ



手続きの詳細についてはお近くの
農林水産事務所農業改良普及課へお問い合わせください。

導入計画の変更について

認定された導入計画に変更が生じた場合、計画変更の手続を行います。

○認定が必要な主な変更内容

1. 導入作物や導入面積が変わる場合。
2. 生産方式の内容が変わる場合。
3. 団体申請(以下参照)で認定された構成員が加入・脱退する場合・・・など。



導入計画の更新について

エコファーマーの有効期限は原則**5年**です。

なお、愛知県では、認定日から**5年後の月末を認定有効期限**としています。

★継続して認定を受けていただくためには、認定有効期限が切れる前に再度認定されるよう、導入計画の更新の手続を行います。

更新する場合の認定基準

- 省令技術のいずれかを1項目以上新たに追加する。
- 既に導入されている省令技術のいずれかを1項目以上を精度向上させる。
- 現状の導入計画が高い技術水準に達しており、その状態を維持する・・・など。

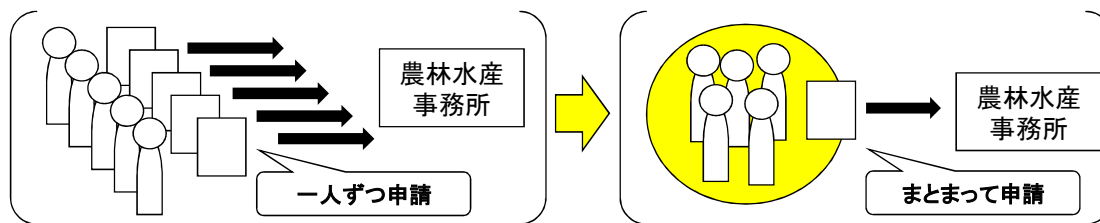
導入計画の取消について

認定者が死亡又は離農した場合、取消の届出をしてください。

経営移譲などで後継者がエコファーマーの継続を希望する場合は、取消の届出をした上で、後継者が新たに導入計画認定の手続をしてください。

団体申請について

生産部会等でまとまって申請し、認定を受けることができます。個人ごとに申請をおこなう場合と比べ、申請の手間を省くことができます。



～団体申請に関するQ & A～

- Q、団体構成員の認定時期がばらばらの状態で、団体申請を行うと認定日はどうなるか？
A、認定日は団体申請が認定された日付に統一されます。認定有効期限も同じく統一されます。
- Q、団体の代表者が申請することになるが、認定証書はどうなるか？
A、認定証書は当該団体で一枚です。しかし、構成員が認定されたことを証明できるよう構成員名簿が付きます。
- Q、団体申請の添付資料に団体の規約や栽培層等があるのはなぜか？
A、当該団体が技術的、生産的なまとまりがあることを示していただくために求めています。
- Q、構成員が二人でも団体申請はできるか？
A、可能です。
- Q、団体申請による認定を受けたあと、構成員の加入や脱退など変更があった場合にどうすればよいか？
A、認定要領に定める計画変更の申請書※を適切な時期に提出していただく必要があります。

(※愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領 別記様式5-2、添付参考)